



鳥取県公報

平成 27 年 2 月 24 日 (火)
第 8 6 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例による知事指定薬物の失効 (104) (医療指導課) 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (105) (商工政策課) 2 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (106) (農地・水保全課) 2 収入証紙の小売りさばき人の指定 (107) (会計指導課) 2 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (108) (中部総合事務所福祉保健局) 3 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (109) (〃) 3 開発行為に関する工事の完了 (110) (西部総合事務所生活環境局) 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) 4

告 示

鳥取県告示第104号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成27年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

通称名	化学名等	指定年月日	失効年月日
3 FMP	1 - (3 -フルオロフェニル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類	平成27年1月30日	平成27年2月9日

鳥取県告示第105号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
とっとりプレミアム商品券 発行運営業務委託業者選定 審査会	地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運営業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成27年2月26日 から同年3月31日 まで	商工政策課

鳥取県告示第106号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県農山村ボランティア 事務局運営業務受託者選考 委員会	鳥取県農山村ボランティア事務局の運営業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成27年2月20日 から同年3月31日 まで	農地・水保全課

鳥取県告示第107号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成27年2月2日	655	日野郡日南町花口1294-1	田邊 誠	ローソン日南生山店 (日野郡日南町生山393-2)

鳥取県告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月24日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	社会福祉法人北栄 町社会福祉協議会 福祉用具貸与事業 所	東伯郡北栄町瀬戸 36-2	平成27年2月 16日	平成27年4月 1日	福祉用具貸与

鳥取県告示第109号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月24日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	社会福祉法人北栄 町社会福祉協議会 介護予防福祉用具 貸与事業所	東伯郡北栄町瀬戸 36-2	平成27年2月 16日	平成27年4月 1日	介護予防福祉用具 貸与

鳥取県告示第110号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成27年2月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成26年12月25日 鳥取県指令第201400149801号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市財ノ木町字上戎通
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市高松町260
荒木 くに子

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年 2 月 24 日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
森本清建設 有限会社 代表取締役 森本 清	鳥取市秋里 959-10	八頭郡 八頭町 福地地 内	真砂土 の採取	7.0825ヘク タール	6.7683ヘク タール	3.4512ヘク タール	平成24年 2月14日 から平成 28年2月 13日まで	平成27年 2月17日